

平成25年第2回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより平成25年第2回平取町議会臨時会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番山田議員と4番貝澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、先に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第2回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日12日に開催されました議会運営委員会において協議し会期につきましては本日2月13日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。貫気別・本町間スクールバスの事故について。教育長。

教育長

それでは教育行政報告におけるスクールバス運行での路肩逸脱事故について、ご説明を申し上げます。去る2月8日金曜日となりますが、貫気別・本町間を運行しておりますスクールバスが圧雪アイスバーンでのスリップにより、路肩への逸脱事故が発生いたしましたのでその詳細についてご報告申し上げます。まず、事故発生日時につきましては、平成25年2月8日午後3時30分頃であります。場所につきましては、平取町字貫気別142番地18、町道貫気別トエナイ線松崎進氏宅の地先であります。事故状況であります。町道貫気別トエナイ線における直線道路を時速おおむね20キロ程度で走行中、アイスバーンによるスリップが生じ、走行方向左側路肩を逸脱のうえ雪中に入り込み、走行不能状態となりました。バスへの乗車等につきましては、貫気別地区の平取中学校生徒2名及び運転手の計3名でありました。けが等の状況であります。不幸中の幸いといたしまして、生徒2名そして運転手ともに負傷することなく、生徒につきましては事故後運行業者が手配いたしました乗用車にてそれぞれ自宅までお送りしたところであります。本業務にかかわる運行業者につきましては、平取町字荷負、有限会社オアシス石油代表川上優であります。本事故の原因につきましては、スリップによるものとしておりますが、運転業務

に携わる者の経験不足も否めないものと運行業者及び教育委員会双方において、その認識にたっているところでもあります。車両の損傷等につきましては、事故翌日の9日に自動車整備工場による点検を受け、エンジンをはじめとする車両主軸での損傷は一切無くフロントバンパー等を一部破損した状況であります。走行には支障がないことを確認したところでもあります。事故後における対応につきましては、事故発生後ただちに私も含め、教育委員会職員が現場へ直行するとともに、乗車しておりました生徒さんの保護者と面会いたし、改めて生徒のけがの有無の確認と事故に対しての謝罪を行ったところでもあります。また、翌9日土曜日となりますが、保護者世帯等で組織しております貫気別地区スクールバス運行協議会を開催するなかで、今回の事故にかかわる謝罪と状況の詳細説明を行ったところでもあります。さらに、運行業者代表に対し事故報告書の提示を求め、同じく9日に提出がされたところでもあります。また、10日には前日開催されましたスクールバス運行協議会における保護者から出されました意見要望等について運行業者に伝えるなかで運行に際しての安全運転の励行等について口頭にて指導要請を行ったところでもあります。今般の事故につきましては、大事に至らなかったものの、生徒及び保護者並びに関係者みなさまに多大なご心配、ご不安、ご迷惑をおかけいたしましたことに、改めてスクールバス運行における指導監督者であります教育委員会といたしまして、衷心より深くおわび申し上げる次第であります。また今後におけます事故等の再発防止につきましては、運行業者における交通安全に対する意識の喚起はもとより、教育委員会といたしましても、再度、運行経路、運行体制等にかかわる課題等の有無について検討を行うなかで、スクールバスの安全安心な運行に万全を配してまいりたいと考えているところでもあります。以上申し上げまして、この度のスクールバスの事故にかかわる行政報告とさせていただきます。

議長 行政報告が終わったわけでもあります。行政報告につきましては、通常質疑は行っていないところではありますが、この件につきましては、質疑を受けたいと思います。みなさんの方からあれば。1番丹野議員。

1番丹野議員 事故の報告は私も聞いたんですけれども、何かPTAの話だと最初の契約で運転手が2名で、その人が入ってなかったっていう話だったと思うんですけどその辺については、契約書のなかに。

議長 教育長。

教育長 それではただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。貫気別・本町間のスクールバスの運行に際しましては、昨年4月1日より本運行業者でありますオアシス石油と契約を締結をしたところとございますが、その時点では運転手につきましては2名ということでの届出でございます。現在この

バスを運転している者につきましては、4月の中程に運転免許を取得して、その後運転業務に携わってきているわけですが、免許取得後において、現在の運転手については教育委員会の方に届出がされているということでもありますので、現在は運転手については3名ということでの届出になっているところでもあります。

議長 ほかございますか。2番藤澤議員。

2番藤澤議員 2番藤澤。聞く限りにおきますと、行政処分というものは発生しなかったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長 教育長。

教育長 このたびの事故ということにつきましてはあくまでも自損事故ということで、乗車しております生徒につきましても、けが等も全く無いというような状況でございましたので、このたびにつきましては先ほども説明等させていただきましたけれども、運行业者の代表であります方に口頭にて、指導、要請ということで今後における安全運転の励行に努めていただきたいということでの申し出をいたしたところでもありますので、処分ということについては、考えておりません。

議長 10番千葉議員。

10番千葉議員 私も1問だけちょっと質疑を賜りたいと思います。事故の場合は、幸か不幸か一瞬にしてお互い気をつけててもなる場合の事故とかあるんですけど。まあ今回の場合は凍結路面でのスリップというふうに理解をしておりますけども、大事なことは先ほど教育長のお話によりますとすぐ車を手配して、生徒の安全図って送り届けたようなかたちで報告を受けましたけども、スクールバスでございますので、例えば天候が悪いときとか、あるいは万が一の事故の時に対するですね、委託されている会社のほうとの非常時におけるマニュアルというものはきちっと活字になってでき上がって提出を受ける、あるいはその提出をされているのか。その辺の非常時のマニュアルについてはどのようになっているのか、この事故の関係上伺っておきたいと思っております。

議長 教育長。

教育長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。緊急時等における、連絡体制とさらにはマニュアルということでございますが、私ども教育委員会と運行业者とにおいて緊急時での、まず連絡体制というものを明文化をするなかで、

それぞれ事故発生時等においては、ただちに連絡が取れるというような体制等を取っておりますので、その点については、明文化されたものになっております。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

ということは、委託をされた、受けたなかではもうそういったものをきちっと交わして最初の段階ではそういったものが構築されているという理解でよろしいのでしょうか。

議長

教育長。

教育長

はい。連絡体制ということで双方その分については承知をしているということでもあります。

議長

ほかございますか。6番松澤議員。

6番
松澤議員

はい、そのバスはチェーンは巻いているのでしょうか。タイヤにですね。

議長

教育長。

教育長

バスにおけますタイヤチェーンということについては備え付けてはおりません。タイヤそのものに現在は備え付けてはおりませんが所持はしております。

議長

6番松澤議員。

6番
松澤議員

ちょっと私も詳しくはわからないんですが、アイスバーンってということで、自分たちも車乗りますけども、安全運転だけでどうしようもないということもあり得るんですけども、整備っていいですか、例えばチェーンを付けた方がアイスバーンには効果的というかそういうことであれば、こういうことが起きた後、技術だけじゃない部分への対策ってというのはこれ以上のものって何かあるとお考えでしょうか。

議長

教育長。

教育長

当然、路面状況等によってですね、例えば、スタッドレスということだけではなく、チェーン等も装備をしなきゃならないというようなことを判断すれば、

それを行っていかなくやならないと思いますけれども、今回のスリップということでは、チェーンを装備しての走行ということまでには至らなかったという、その必要はないというふうに運行業者は判断をしておりますので、そのようななかで事故が起きたということでは大変遺憾に思っているところでありまして、やはり今後ともその天候状況、路面状況等に合わせるかたちのなかで、それぞれ対応していかなくやならないのかなというふうに思っておりますので、その点につきましては改めて運行業者とも協議、対応してまいりたいと考えております。

議長

ほかございますか。質疑を終了します。以上で行政報告を終わります。

日程第4、議案第1号工事請負契約の変更について、日程第5、議案第2号工事請負契約の変更について、日程第6、議案第3号工事請負契約の変更について、日程第7、議案第4号工事請負契約の変更について、日程第8、議案第5号工事請負契約の変更について、日程第9、議案第6号工事請負契約の変更について、日程第10、議案第7号工事請負契約の変更について、以上7件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、ただいまより工事請負契約の変更につきまして7件、提案させていただきますが、議案の説明に入る前にみなさまの手元にお配りしました、有害獣侵入防止柵工事設計変更内訳書により、工事の概要と経緯についてご説明させていただきますと思います。この有害獣侵入防止柵工事の請負契約の締結につきましては、平成24年8月31日に開催いたしました、第7回平取町議会臨時会において議決をいただいたものでありまして、平取町内で総延長33万9005メートルを設置するものであり、町内全域を7工区に分けまして、工期を平成25年2月28日と定め、工事を発注したものでございます。第7回平取町議会臨時会において、議案ご説明申し上げましたとおり、工事の延長につきましては、現地測量に至っていないことから図面上、要するに平面での距離で概数として算出したものでありまして、実際の施工現場におきましては、起伏等があることや地権者との協議のなかでルート変更等があり得ることから、工事の実延長につきましては出来高数値をもって確定し、設計変更するというものでございました。今回、出来高数値が確定いたしましたので、設計変更するとともに、それに伴う工事請負契約が変更になることから工事請負契約の変更について、議会の承認を得るものでございます。各工区の変更につきましては、内訳書のとおりであります。1工区、2工区につきましては延長減による請負金額の減額であります。3工区、5工区、7工区につきましては、延長は減っておりますが、請負金額は増額しております。理由といたしましては、3工区につきましては、延長減による施工費の減額よりも門扉の増による施行費が上回ることによるものであります。5工区、7工区につきましては、トータルでは延長減であります。新設を希望した方もおられ、直線の減に対

し施工単価が高い曲線が増えたことによるものでございます。7工区全体では延長で1万4354メートル、4.2%の減、請負金額では773万8500円、0.87%の増となります。どの工区にも共通することではありますが、施工に当たっては地権者、施設整備組合、施工業者、施工管理業務を担当しました町職員の4者立会いのもとに進めてきておりますので、実延長の確定、出来高数値につきましては、何の問題も生じておりませんので、申し添えたいと思います。それでは議案第1号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成24年第7回平取町議会臨時会において議決を得た議案第1号「工事請負契約の締結について（有害獣侵入防止柵1工区工事）」の一部を次のように変更しようとするものであります。工事概要でネットフェンス延長4万5388メートルを1万614メートル減らしまして、3万4774メートルに、請負金額で1億1749万5千円を2254万3500円減額いたしまして、9495万1500円に変更するものでございます。次ページでありますが、次に議案第2号であります。有害獣侵入防止柵2工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長4万8587メートルを7536メートル減らしまして、4万1051メートルに、請負金額で1億3020万円を1016万4千円減額しまして、1億2003万6千円に変更するものであります。次ページでありますが、議案第3号であります。有害獣侵入防止柵3工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長5万8164メートルを3401メートル減らしまして、5万4763メートルに、請負金額で1億4595万円を54万6千円増額いたしまして、1億4649万6千円に変更しようとするものでございます。次ページでありますが、議案第4号であります。有害獣侵入防止柵4工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長4万2128メートルを3776メートル増やしまして、4万5904メートルに、請負金額で1億804万5千円を1220万1千円増額いたしまして、1億2024万6千円に変更しようとするものでございます。次ページでありますが、議案第5号有害獣侵入防止柵5工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長4万6446メートルを1184メートル減らしまして、4万5262メートルに、請負金額で1億2581万1千円を278万2500円増額いたしまして、1億2859万3500円に変更しようとするものでございます。次ページでありますが、議案第6号有害獣侵入防止柵6工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長4万2551メートルを5040メートル増やしまして、4万7591メートルに、請負金額で1億1287万5千円を2017万5000円増額いたしまして、1億3304万5500円に変更しようとするものでございます。次ページでありますが、議案第7号有害獣侵入防止柵7工区工事におきまして、工事概要でネットフェンス延長5万5741メートルを435メートル減らしまして、5万5306メートルに、請負金額で1億4332万5千円を474万6千円増額いたしまして、1億4807万1千円に変更しようとするものでございます。以上、工事請負契約の変更につ

いて、7件ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。10番千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。それぞれ協議しながら結果としての数字、それから増減というかたちになったことは承知いたしました。ただ私が、議運のときにも申し上げたことなんですけども、懸念しているのはこちらからいきましたらびらとり温泉過ぎまして、稲原さんの所の直線の所の鹿と遭遇する率が昨年、一昨年あたりと全く変わってないということで、そのなかで、この工区でいきましたら2工区が二風谷の部分になっておるわけでございますけども、二風谷の部分で約1千万減額になり、延長で7キロ500ほど減ったわけでございますけども、河川敷の施行の部分というのがまた改めて発注になるわけでございますけども、その辺の問題提起というか交通事故につながる可能性が非常に高いということで、一般町民の方からも私のほうに相談がありました。その部分では、今後の施工体制含めてこのまま放置しておいてよろしいのかどうかその辺について伺っておきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。防護柵を設置しまして、設置になってない地区に鹿が出てくるケースがかなりあるということで、議員おっしゃられたとおり稲原さんの所につきましても防護柵が張られていないということで、鹿がかなりみられるようなかたちになっていると聞いております。河川敷また道路敷地等につきましては、占有許可等をとっている農家さんの部分につきまして、開発等に設置の申請をあげて、許可をとって張るようなかたちになりますけれども、先ほど申された場所につきましては、占有許可をとっているようなかたちになっていないというふうに思っておりますので、開発等に要請をして、ほかの箇所でも二風谷のダム手前の、こちらから行きますと右手側に道路の横に防護柵が開発で張られたものがありますし、振内市街に入る手前の国道左側の部分にも張られている部分がございますので、開発等でも事故防止のための防護柵は張っている状況でございますので、町としましても交通事故等の心配がありますので、開発等に要請をしながら、その部分、道路に出てこないようなかたちでの防護をしていただきたいという要請をしながら、対応していきたいと考えております。また25年度につきましても議員おっしゃられたとおり国、道の土地に張る部分につきましては、農家等とも協議しながら、占有、設置の許可を取りながらですね、設置していきたいと考えておりますので、その部分も含めて要請をしながらいきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思いま

す。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

今、産業課長の方からお答えをいただきまして、ぜひ、私は昨年発注になった部分と今年河川敷中心に最終的な施工に入っていくわけですが、それで終わりということではなくですね、今言ったように鹿が頻繁に発生する場所については、道路管理者、当然国道ぶちでしたら開発局になると思うんですけども、よく協議をしながらですね、100%ということは私はもうあり得ないと思ってますけども、でき得る限りのですね、交通事故につながる方法というのを協議して、今後の施行終わった段階でもですね次の段階、安全対策というものを十二分に考えてほしいと思ってますのでよろしく願いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

議員おっしゃられるとおり、設置されていない箇所につきましても、農家等に連絡しながら、そういう被害をなくしていくために全体の利益というようなかたちで協力をしてもらいながら、設置をしていきたいと考えております。また国の方も、24年度で終了と言っておりました補助につきましても25年度も引き続きあるというふうに聞いておりますし、それ以降についても鹿の被害がかなり出ているという状況で補助事業等も継続されると考えておりますので、その辺も含めて、設置についてはよく検討しながら、被害が少なくなる、事故が少なくなるようなかたちで対応していきたいと考えておりますのでよろしく願いしたいと思います。

議長

ほかございますか。2番藤澤議員。

2番
藤澤議員

2番藤澤です。今日は、この予算、金額的な増減ということで、議案が提出されたわけですが、究極的には農家被害と交通事故の鹿と衝突という両面の被害が現実には起きているわけでありまして、関連があるかなと思って今発言に及んだわけですが、先般、警察署長、あるいは理事者との立話程度のものでございますが、鹿柵ができた後にはおそらく鹿の道路横断出沒の状況も変わるんであろうなという立話をしたところであります。であるならば、これから先、事故の状況を把握するかぎりですね、集約して、どの場所が出るようになったのかなという町民に知らしめることが必要であろうと、あるいは将来的には、出沒するところに公安委員会をお願いして出沒の看板というんですか、ものを立てるべきであろうと思うんです。そういう将来的な、今言った内容についての、お考えはどのように考えておられるかお聞きします。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。24年度に設置しまして25年度にも事業継続して行いますけれども、その結果、議員おっしゃるとおり鹿の出る場所等についても変更というか、場所が変わってくるように思っております。その状況を調査しながら、特に出る場所等につきましては、まちだより、広報等で周知しながら、こういう箇所については、鹿が出やすくなっております等の周知をしながらですね、町民のみなさんに啓発していきたいと考えておりますし、警察等とも公安のほうともですね、連携を取りながら、必要であればそういう看板等の設置につきましても直接産業課担当ではございませんけれども、担当課と協議をしながら、そういう看板設置について、要請をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほかございますか。5番平村議員。

5番
平村議員

今の関連なんですけれども、農地は一応柵ができて安全になってきたと思うんですけれども、やはり山の方の森林の管理の方で、この間ちょっと新聞にでてたのですけれども、静内とか浦河の方は4町で猟友会で、合同の対策をとってやってたんですけど、平取はどのように、そういう森林のほうの関係で被害はどのように駆除するのか、まあハンターには要請はしてたんでしょうけれども、お願ひしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それではお答えを申し上げたいと思います。一般的に、鳥獣被害の防止については、うちの町で言いますと、町民課が所管している事務になります。町民課に、日高西部、これは新冠から日高町、新冠町、日高町、平取町3町ですね、広域の鳥獣被害防止対策協議会がございます。この協議会が農業被害、林業被害、そして生活被害全般の鳥獣被害防止対策を講じているということになります。具体的には、それぞれ各町、いわゆる猟友会に委託した駆除事業も実際行っております。特に、平取町については一斉駆除をはじめとして、そのほかに猟友会個々の分区の個々の対応として、駆除作業を実施をしております。これは森林対策ばかりではなくて農業対策も全部含めてということで、ご承知の通り例年2千頭程度の駆除をしていると、鹿だけに限って言えばですね、2千頭の駆除をしているというような、状況になっております。この事業については、今後25年度以降も同じようなかたちで継続をして整備をしていきたいと、事業を進めていきたいと思っております。東部側が一斉駆除をするというのは、なかなか軽種馬地帯ということで、常時駆除できるという環境にないということで、日時を指定をして一斉駆除するという効率的な駆除をしているというよ

うな状況で、平取だけで限って言えば、大きな軽種馬地帯でもないということで比較的楽に、日ごろから駆除活動に従事できるというような状況で、そこは若干、日高東部地区とは違うところかなというふうに思っております。このような状況のなかで、今後とも整備を図っていくと、実施をしていくというような状況になりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ほかにございますか。3番山田議員。

3番山田議員 建設工事にかかわることなんですけども、実は私たちの地域も今の状況で何か所か壊れている状況も見えるし、ネットも被害を受けて破れてる状況もあるんですよね。普通の土木工事であれば、春先に業者が来て、総点検してくれて直してくれたりするようなものと意識していたんですけども、その辺の対応と、各組合があるのでその人方がもし壊れていて部品が必要な場合の購入先等またそれとおそらく工事をしていて、プラスマイナスゼロでびったりその在庫品が残っているのかどうかちょっと各業者でわかんないんですけども、その辺に関して組合におろしていただくだの、部品の購入等について、この3点少しお聞きしたいです。よろしくお願ひいたします。

議長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。1点目はいま工事をやって既に破損してる箇所があるというような質問でしょうか。工事が終了しまして検定する際に、町のほうで検定を行いますのでその時点で破損してる部分がありましたら業者さんのほうに言ってですね、きちんとしたかたちで受け渡ししていただくというようなことを考えております。もちろん工事ですからきちんとして完成したかたちで受け渡しをするというようなことで考えております。またその後の維持管理につきましては、設置する際に各地区農家等にも説明をしておりましたけれども、施設の整備組合を最初設置しておまして、完成した際、それ以降につきましては、その組合が維持管理組合にかわっていただいて、そのなかで管理をしていただくということで話をしておりますので、その部分についてはよほどのことがない限り、維持管理組合のほうで整備をしていっていただく、費用についても組合のほうでもっていただくということで説明をしていっております。また、備品といいますか物自体、網ですとか、ポールですとかそういう部分につきましては、JAを通して納入できるようなかたちになっておりますので、前から入ってる業者さんの製品になっておりますので、物自体が不足して困るというようなことはない聞いております。そういう対応できちんとしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかにございますか。なければこれで質疑を終了いたします。次に討論を行います。

す。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第4、議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第1号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第2号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第3号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第4号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第5号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第6号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第7号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第8号平成24年度平取町一般会計補正予算第10号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第8号平成24年度平取町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ403万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億1742万9千円とするものでございます。第2項におきましては歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので12ページをお開き願います。3款1項4目福祉施設費13節委託料403万円の追加補正となっております。これは25年度改築工事が計画されておりますびらとり温泉改築のための設計が進んでいたところでございますが、施設設計内容の変更事由が発生いたしまして、設計の変更が生じたことから、老人福祉センター改修事業施設実施設計委託料443万円を追加するものでございます。現在の請負額でございますが、これが2908万5千円となっております。変更に伴う新請負額が3672万5千円となっております。この差額764万円の増となりますけれども、設計委託料の入札残等の金額が321万円あるということで、これも充当いたしまして、443万円を追加するものとなっております。それと、工期の変更により不要となりました水質検査委託料、これは改めて25年度予算計上いたしますけれども、この40万円、当初予算に組んでいた40万円を今回あわせて減額するというところでございまして、委託料といたしましては、403万円を追加補正させていただくという内容になってございます。歳出は以上でございます。次に歳入でございますが、前のページをご覧いただきたいと存じます。10款1項1目1節地方交付税403万円の追加でございます。今回の補正の一般財源は普通交付税を充当するものでございます。以上議案第8号平成24年度一般会計補正予算第10号につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第8号平成24年度平取町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案8件で原案可決8件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成25年第2回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉 会 午前 10 時 14 分)